

競争入札参加資格者名簿の登録について

1. 競争入札参加資格申請書記載事項の変更について

提出された「競争入札参加資格申請書」等に変更が生じたときは、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第5条の規定に基づき、「競争入札参加資格申請書記載事項変更届」（第7号様式）を速やかに提出してください。（別紙参照）

なお、同条の「変更届を要する事由」の一つである「休業又は廃業」の場合には、「営業を継続するものの、登録を抹消する場合」も含まれるので、ご注意ください。

2. 入札参加資格の取消し及び入札参加停止等について

(1) 入札参加資格の取消しについて

地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した場合、入札参加資格を取り消しされることがあります。（次頁参考参照）

(2) 入札参加停止等について

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領で定める措置要件に該当する場合は、入札参加停止の措置を受けることがあります。

入札参加停止の期間中である者は、競争入札等に参加することはできません。

※ 入札参加停止要領については、下記URL（奈良県庁ホームページ）に掲載しています。

⇒ <https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12425>

3. 入札参加資格の更新手続きについて

参加資格の有効期限は令和9年12月31日までとなっております。更新案内通知等は送付いたしませんので、各自更新手続きに遺漏のないようにご注意ください。（更新申請等の情報については例年9月頃にホームページ等でお知らせしています。）

4. 物品・役務電子入札等システムの利用者登録について

入札・オープンカウンター（公開型見積合わせ）には、原則として、この名簿登録に加え、物品・役務電子入札等システムの「利用者登録」をしなければ参加することができません。（「奈良県物品・役務電子入札等システム参加申込書」の提出が必要です。）

※ 「利用者登録」の方法については、下記URL（奈良県庁ホームページ）に掲載しています。

⇒ <https://www.pref.nara.jp/module/110890.htm#moduleid110890>

< 参考 >

○地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。